

1. 件 名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（324）」
2. 日 時：平成29年9月4日 18時25分～20時35分
3. 場 所：原子力規制庁 19階 資料学習室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

義崎管理官補佐、伊藤安全審査官、角谷安全審査官、近田安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 プラント管理グループマネージャー  
（他7名）

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、『東海第二発電所「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』のうち「1.0 重大事故等対策における共通事項」について、提出資料を用いて説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- ドライキャスクを保管する貯蔵建屋が、越流津波により浸水した場合であって、余震等による地震力が加わった場合の貯蔵建屋内に発生する海水のスロッシングによる貯蔵建屋への影響を整理して提示すること。
- ドライキャスク、貯蔵建屋内外の機器等の接地面に対する抗力係数について、越流津波による抗力（摩擦力）の低減効果を評価する必要がないとする根拠を整理して提示すること。

（2）日本原子力発電株式会社から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について